

鴨川市地区集会施設整備事業補助金の概要

1 補助金の概要

地区集会施設の新築、補修等を行う自治組織に対し、費用の一部を補助します。

2 補助金額について

(1) 補助率等（令和6年度予定）

事業種目	補助率	補助限度額	補助対象要件
新築 または 全部改築	1/3 以内	500万円	<ul style="list-style-type: none">区（町内会）又は50世帯以上の地域住民が利用する集会施設であり、自ら所有し管理するもの。建築面積30㎡以上であること。
補修等	1/5 以内	100万円	<ul style="list-style-type: none">区（町内会）又は地域住民が利用する集会施設であり、自ら所有し管理するもの。増改築を含む。補助対象経費が50万円（補助金額が10万円）以上であること。

- ・ 新築 新たに地区集会施設を建てること。
- ・ 全部改築 既存の集会施設を取り壊し、新たに地区集会施設を建てること。
- ・ 補修等 既存の集会施設の床、壁、屋根、台所、便所などの補修、修理等を行うこと。増改築（一部の建て替え、建て増し）含む。

(2) 補助金額の算出方法

$$\text{補助対象経費（総事業費－補助対象外経費）} \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$

（千円未満切捨）

(3) 補助対象外経費

次の経費は補助金の対象にならない経費です。

- ・ 備品類（エアコンやテレビなど）
- ・ 消耗品（文房具など）
- ・ 事務費（各種申請手数料など）
- ・ 既存建物の解体、撤去、移転費用
- ・ 土地の取得、借り上げ費用
- ・ 外構工事（門扉・フェンス・駐車場整備など） など

裏面に続く

(4) 過去に補助事業を実施した施設について

過去に補助事業を実施した施設で新たに補助事業を実施する場合、以下の表に定める期間に行う場合は補助対象外となります。ただし、倒壊の危険性を伴う劣化が発見された場合や天災による損壊等、緊急性を有する整備については、この限りではありません。

過去に行われた補助事業	新たに行う整備事業	期 間
新築・全部改築	新築・全部改築	24年未満
	補修等	14年未満
補修等	新築・全部改築	10年未満
	補修等	5年未満

(5) 補助金交付団体の件数について

i 新築・全部改築

1件までとします。2件以上申請があった場合、抽選により補助金交付団体を決定します。

ii 補修等

予算に上限額が定められています。予算の範囲内において補助金交付団体数を決定するので、申請状況によっては抽選で補助金交付団体を決定します。

	補修等の予算上限額
新築・全部改築の申請が <u>有る</u> 場合	100万円
新築・全部改築の申請が <u>無い</u> 場合	200万円

3 留意事項

- ・ 本概要については、令和5年8月24日現在のものです。今後、補助率及び補助限度額等について変更される場合があります。
- ・ 調査票の提出をもって、補助金の交付を保証するものではありません。
- ・ 当事業の実施は令和6年度予算の成立が前提となるため、予算措置がなされない場合は事業実施に至らないこともあります。ご承知おきください。
- ・ 神社や寺院と棟続きであるなど、宗教関係施設と明確に区別できない建物は補助の対象外です。